

# 静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議

## 令和4年度 第4回新興感染症等対策検討部会

### 議事次第

日 時 令和4年10月17日（月）午後6時

場 所 Web会議（静岡県庁別館5階危機管理センター）

#### 1 開会

#### 2 議事

- ・感染症法の改正（案）の概要について
- ・感染症に係る医療機関のネットワークについて
- ・福祉・介護施設の管理者等を対象とした感染症対応研修について

#### 3 閉会

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新興感染症等対策検討部会 運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議設置要綱第5条第1項の規定に基づき設置する新興感染症等対策検討部会（以下「部会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(協議事項)

第2条 部会では、次の各号に掲げる事項を協議する。

- (1) (仮称) ふじのくに感染症管理センターの設置の検討に関する専門的助言
- (2) 静岡県保健医療計画における感染症対策に関する専門的助言
- (3) 静岡県における感染症の予防のための施策の実施に関する計画の策定又は改定に関する専門的助言
- (4) その他静岡県の感染症対策の施策に関する専門的助言

(組 織)

第3条 部会は、静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議（以下「専門家会議」という。）委員及びふじのくに感染症専門医協働チーム（F I C T : f u j i n o k u i I n f e c t i o n C o n t r o l T e a m）コアメンバー等から専門家会議座長が指名した者で組織する。

(部 会)

第4条 部会には、部会長及び委員を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により決定する。
- 3 部会長は会務を総括し、部会を代表する。
- 4 部会は、部会長が招集する。
- 5 部会の議長には部会長があたる。部会長に事故あるときは、部会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。
- 6 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第5条 部会の庶務は、静岡県健康福祉部感染症対策局感染症対策課において処理する。

(そ の 他)

第6条 この要領に定めのない事項については、部会の議決を経て、必要な規定を設けることができる。

附 則

この要領は、令和3年12月1日から施行する。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策専門家会議  
新興感染症等対策検討部会委員名簿  
(令和4年(2022年)4月～令和6年(2024年)3月)

＊敬称略

氏名	所属団体名・役職名	備考
宮入 烈	浜松医科大学医学部附属病院 教授	部会長
渥美 生弘	聖隸浜松病院 救命救急センター長	
伊藤 正仁	静岡県保健所長会 会長	
荻野 和功	静岡県病院協会 副会長	
倉井 華子	静岡がんセンター 感染症内科 部長	
黒川 顕	国立遺伝学研究所 副所長	
坂下 哲也	一般財団法人日本情報経済社会推進協議会 常務理事	
鈴木 宏幸	静岡県健康福祉部 感染症対策担当部長	
高橋 善明	浜松医科大学医学部附属病院 助教	
長岡 宏美	静岡県環境衛生科学研究所 技監	
福地 康紀	静岡県医師会 副会長	
操 華子	静岡県立大学 看護学部看護学科 教授	
矢野 邦夫	浜松医療センター 感染症管理特別顧問	
渡邊 昌子	静岡県看護協会 会長	

《顧問》

大曲 貴夫	国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長	
毛利 博	静岡県病院協会 会長	